

特定非営利活動法人あい・ネット

定 款

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人あい・ネットという。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第二章 目的および事業

(目的)

第三条 この法人は滋賀県において、地域の人たちが生活を互いに支援しあい、夢と希望がもてる幸福な生活を営むことのできる社会を推進する事業を行うことにより、そこに生活するすべての人々にとって成熟した「市民福祉」の実現に寄与することを目的とする。

(特定営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者及び障害者の生活介護支援に係わる事業
- (2) 子どもの保育、育児及び健全育成に係る事業
- (3) 給食、弁当、惣菜等、デイサービスに係わる事業
- (4) 特定旅客自動車運送事業
- (5) (1) (2) (3) (4) を達成するための人材の育成及び研修に係る事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第三章 会員

(種別)

第六条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を支援するため入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的達成のため理事会が認める卓越した学識及び経験を持ち支援活動が出来る個人及び団体

(入会)

第七条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事会からの推薦のあった個人及び団体の特別会員入会手続は、前項によらず、本人の承諾をもって会員となる。
- 3 代表理事は、第一項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第八条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して三年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第十条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第十二条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

理事 三人以上

監事 一人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第十四条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第十五条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事会を構成し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務遂行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第十六条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第十九条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第二十条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第五章 総会

(種別)

第二十一条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第二十二条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第二十三条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第四十八条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第二十四条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第三項第四号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第二十五条 総会は、前条第二項第三号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第二項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも五日前までに通知しなければならない。

(議長)

第二十六条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第二十七条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 総会における議決事項は、第二十五条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第二十九条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前二条、次条第一項及び第四十九条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第三十条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第三十一条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第三十二条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第三十三条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第十五条第三項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第三十四条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その日から七日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも五日前までに通知しなければならない。

(議長)

第三十五条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第三十七条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第一項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第三十九条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業にともなう収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第四十条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第四十一条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第四十二条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十三条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第四十四条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第四十五条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十六条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第四十七条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終る。

(臨機の措置)

第四十八条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第四十九条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第三項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第五十条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決定
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
- 3 第一項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第十一条第三項に掲げる者のうち滋賀県に譲渡するものとする。

(合併)

第五十二条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第五十三条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに機関紙及び京都新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第十章 雑則

(細則)

第五十四条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	松田	操
副代表理事	岡本	幸助
理事	大塚	叶
同	井上	このみ
同	柿原	くるみ
同	菅谷	多美子
同	小谷	久美雄
同	武元	勲
同	西本	孝雅
同	山西	一由
同	和田	てるみ
監事	川那辺	吉成
同	木村	三也子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四十二条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金50,000円 年会費10,000円

(2) 賛助会員 一口1,000円

この定款は、平成13年2月16日から施行する。
平成26年7月1日から施行する。
平成26年12月1日から施行する。
平成29年12月1日から施行する。
平成30年11月12日から施行する。

現行定款に相違ありません。
特定非営利活動法人 あい・ネット
理事 松田 操